

賃貸  
住まいの

新婚

世帯に

NEWS

芦屋町新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金

芦屋町内の民間賃貸住宅に住む  
新婚世帯に3年間で

最大 **72** 万円の  
補助金を交付します！

対象期間  
平成 27年 4月 1日  
↓  
平成 32年 3月 31日 婚姻の  
届出分

芦屋です  
暮らす

民間賃貸住宅を活用した新婚世帯の定住化の促進を図るため、芦屋町内の民間賃貸住宅（アパート、借家等）に住む新婚世帯に対し、家賃の一部として最長36ヶ月（3年間）で最大72万円を芦屋町商工会が発行する商品券で補助します。



対象世帯

◎平成27年4月1日から平成32年3月31日までに婚姻の届出をし、かつ、夫婦の合計年齢が80歳未満の夫婦を含む世帯。

◎最初の補助金の交付申請日において、婚姻の届出の日から1年以内の夫婦が世帯に含まれていること。

その他には、

- ◆世帯全員の町税等に滞納がないこと
- ◆自治区に加入していること
- ◆世帯員のいずれかが、自己の居住のために所有者との間に賃貸借契約を締結し、家賃を支払っていること
- ◆生活保護法による住宅扶助、その他公的制度による家賃補助を受けていないこと

など

対象住宅

町内の民間賃貸住宅（アパート、借家など）

※ただし次の住宅は除きます。  
（公営住宅。社宅、官舎、寮その他の給与住宅。借上公共賃貸住宅。対象世帯の親族（新婚夫婦の2親等以内）が所有する住宅。）

交付額

月額上限を2万円とし、最長36ヶ月（3年間）、最大72万円を商品券で交付します。

- ◆家賃（管理費、共益費、駐車場使用料等を除く）から勤務先の住宅手当等を引いた額に対しての交付。
- ◆補助金は、年度ごとに芦屋町商工会が発行する商品券で一括交付します。

交付対象期間

転入または婚姻の届出をした月のいずれか遅い月の翌月分から、最長36ヶ月（3年間）分。

問い合わせ

芦屋町役場 健康・こども課 子育て支援係  
〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL | 093-223-3537 | FAX | 093-223-3927

※詳細は町ホームページでご確認ください。